

事務連絡
平成 29 年 2 月 28 日

各（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者 様

佐賀県国保連合会情報・介護課長

介護給付費請求明細書の記載について

本会の介護給付費の審査支払業務につきましては、日頃からご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、（介護予防）小規模多機能型居宅介護における介護給付費請求明細書の給付費請求額集計欄の「サービス実日数」の記載誤りがいまだに多く見受けられます。

記載誤りのまま請求されますとサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行う「介護給付費縦覧審査」及び医療保険を利用した請求と突合を行う「介護給付費医療突合審査」において、「複数サービスの合計日数が受給可能日数を超えている又は同時算定不可なサービスが存在します。」、「医療保険の入院と介護保険サービスが重複請求されています。」といったエラーとなります。

確認の結果、サービス実日数の記載誤りであった場合は過誤返戻になりますのでサービス実日数の記載については下記のことにご留意してください。

記

介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）より抜粋

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二、第三から第七の二まで、並びに様式第八から第十まで）

(1) 共通事項

⑰ 請求額請求欄（様式第二及び第二の二におけるサービス種類別の集計）

ウ 「サービス実日数」

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問サービス（介護予防を含む。）、通所サービス（介護予防を含む。）又は地域密着型サービス（介護予防を含む。）のいずれかを実施した日数、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のために利用者の居宅を訪問した日数、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を現に行った日数をそれぞれ記載すること。

担当： 情報・介護課介護保険係

電話： 0952-26-4302